

優良住宅新築認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

優良住宅新築認定事務に関する規則の一部を改正する規則

優良住宅新築認定事務に関する規則（昭和四十九年広島県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ及び第六十三条第三項第六号の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(認定申請の手続)</p> <p>第二条 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ又は第六十三条第三項第六号の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事後に、別記様式第一号による優良住宅新築認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第三十一条の第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事が完了前においても行うことができる。</p>	<p>(認定申請の手続)</p> <p>第二条 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事後に、別記様式第一号による優良住宅新築認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第三十一条の第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事が完了前においても行うことができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(認定申請の手続の特例)</p> <p>第三条 住宅の新築工事後前に法第三十一条の第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定を受けた者が、新築の工事後後に法第二十八条の四第三項第六号又は第六十三条第三項第六号の規定に基づく認定を受けようとするときは、別記様式第一号の優良住宅新築認定申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(認定申請の手続の特例)</p> <p>第三条 住宅の新築工事後前に法第三十一条の第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定に基づく認定を受けた者が、新築の工事後後に法第二十八条の四第三項第六号、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定に基づく認定を受けようとするときは、別記様式第一号の優良住宅新築認定申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

一一三 (略)

一一三 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式1号(第2条, 第3条関係)

優良住宅新築認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号	の規定に基づき,	(略)
優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。 年 月 日			
広島県知事	様 郵便番号 認定申請者 住所及び氏名 〔法人の場合は その名称, 所 在地及び代表 者の氏名〕		
(略)			

注 1-7 (略)

8 申請が既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあつては, その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。

9 (略)

別紙1・別紙2 (略)

改正前

別記様式1号(第2条, 第3条関係)

優良住宅新築認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第68条の69第3項第6号	の規定に基づき,	(略)
優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。 年 月 日			
広島県知事	様 郵便番号 認定申請者 住所及び氏名 〔法人の場合は その名称, 所 在地及び代表 者の氏名〕		
(略)			

注 1-7 (略)

8 申請が既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号, 第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあつては, その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。

9 (略)

別紙1・別紙2 (略)

様式第2号 (第4条関係)

認 定 済 証

第 年 月 日 号

広島県知事 氏 名 印

下記の住宅の新築は、租税特別措置法
 (第28条の4第3項第6号、
 第31条の2第2項第15号ニ、
 第62条の3第4項第15号ニ、
 第63条第3項第6号) に規定する優

良な住宅の供給に寄与するものとして認定したことを証明します。

(略)

注 (略)

様式第2号 (第4条関係)

認 定 済 証

第 年 月 日 号

広島県知事 氏 名 印

下記の住宅の新築は、租税特別措置法
 (第28条の4第3項第6号、
 第31条の2第2項第15号ニ、
 第62条の3第4項第15号ニ、
 第63条第3項第6号、
 第68条の69第3項第6号) に規定する優

良な住宅の供給に寄与するものとして認定したことを証明します。

(略)

注 (略)

様式第3号 (第4条関係)

認 定 でき ない 旨 の 通 知 書

第 年 月 日 号

様 広島県知事 氏 名 印

先に租税特別措置法
 (第28条の4第3項第6号、
 第31条の2第2項第15号ニ、
 第62条の3第4項第15号ニ、
 第63条第3項第6号) の規定による認定申請のあつた

次の住宅は、優良住宅の供給に寄与するものとして認定できないので通知します。

(略)

注 (略)

様式第3号 (第4条関係)

認 定 でき ない 旨 の 通 知 書

第 年 月 日 号

様 広島県知事 氏 名 印

先に租税特別措置法
 (第28条の4第3項第6号、
 第31条の2第2項第15号ニ、
 第62条の3第4項第15号ニ、
 第63条第3項第6号、
 第68条の69第3項第6号) の規定による認定申請のあつた

次の住宅は、優良住宅の供給に寄与するものとして認定できないので通知します。

(略)

注 (略)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。